

1 県民芸術劇場とは

青少年に優れた舞台芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、県内の高等学校・小学校等が下記により実施する芸術鑑賞会に対し、公益財団法人兵庫県芸術文化協会（以下、「協会」という。）が公演団体出演料の一部を負担します。

（本事業は兵庫県の補助を受けて実施しています。下記の内容は現時点の予定であり、令和5年度兵庫県当初予算確定後に変更となる場合があります。）

2 主催・共催

主催：実施校等（以下、「地元主催者」という。）・公益財団法人 兵庫県芸術文化協会

共催：兵庫県・兵庫県教育委員会（予定）

3 対象

児童・保護者（併設のこども園等との合同開催は対象にしません。）

4 実施時期

令和5年4月～令和6年3月

5 会場

学校施設等（文化ホール等も可）

6 公演団体・演目

「令和5年度県民芸術劇場登録団体・演目リスト」に掲載されている公演団体、演目

7 協会及び地元主催者の基本的な役割

(1) 協会

ア 公演団体の登録

イ 登録公演団体が提供する演目をリスト化して紹介、実施校の決定

ウ 出演料の1/2及びこれに付随する消費税額を負担（上限あり）

(2) 地元主催者

ア 会場確保、設営等公演の実施にかかる事務

イ 出演料のうち協会負担額を除いた残額とその他の経費（会場費・児童送迎費等）及びこれに付随する消費税額を負担。

ウ 2回以上の公演を行う場合、2回目以降の出演料及び経費は原則全額を地元主催者（学校等）が負担

8 協会負担上限額 ※令和5年度兵庫県当初予算確定後、変更する場合があります。

247,500円(消費税を含む)

(注) 出演料が、247,500円に満たない場合は、その出演料の1/2の額

9 開催希望調査について（留意点）

申込期限までに必要事項を記入のうえ開催希望調書を、市町教育委員会等を通じて提出してください。

なお、希望にあたっては下記のこと十分に留意してください。

(1) 公演団体、演目を希望するにあたって、学校担当者から公演団体へ連絡し、公演時期、出演料、会場条件、最適鑑賞人数等詳細を確認してください。

(2) 必ず第2希望まで記入してください。

(3) 公演の実施日時指定がない場合は、おおよその時期を記入してください。

内定後、学校担当者から公演団体へ連絡し、協議のうえ公演の実施日時を決定してください。

10 提出期限

各小学校管轄の市町教育委員会にて確認してください。

11 調整及び結果通知について ※令和5年3月頃を予定

開催希望については、協会が採択可否の調整を行います。なお、結果については不採択の場合も必ず通知します。

12 問い合わせ先（必ず各小学校所管の市町教育委員会を通じてお問合せください。）

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3

(公財) 兵庫県芸術文化協会 文化振興部 事業第1課 大久保

TEL 078-321-2002 FAX 078-321-2139

E-mail kengei@hyogo-arts.or.jp